

1 令和4年度
 (1) 社会福祉法人

No.	法人名	実施年月日	指摘事項	改善状況
1	白砂福祉会	令和4年8月25日	理事に委任する業務執行の範囲を理事会の決定において明確に定めること。(社会福祉法第45条の13、定款)	改善済
			施設の長は、理事会の決議により選任すること。(社会福祉法第45条の13第4項第3号、定款)	改善済
			評議員会の報酬等の支給の基準について、評議員会の承認を受けること。(社会福祉法第45条の35第1項、第2項)	改善済
			監事の報酬等について無報酬としているが、評議員会で無報酬であることを決議すること。(社会福祉法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項)	改善済
			理事の報酬等を無報酬とする場合は、評議員会で無報酬であることを決議すること。(社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条)	改善済
			基本財産を担保に供するときは、理事会及び評議員会の承認を得ること。(定款)	改善済
2	それいゆの会	令和4年9月2日	評議員の選任に当たっては、各候補者から就任承諾書を徴取し、承認の意思表示を確認すること。(社会福祉法第38条、第40条)	改善済
3	光福祉会	令和4年9月5日	理事の選任に当たっては、資格要件である「社会福祉事業の経営に識見を有する者」が確認できる資料を添付して、決議すること。(社会福祉法第44条第4項)	改善済
			理事の選任に当たっては、資格要件である「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が確認できる資料を添付して、決議すること。(社会福祉法第44条第4項)	改善済
			理事の選任に当たっては、理事候補者が暴力団員等の反社会的勢力に属する者ではないことについて、誓約書等の書類により確認すること。(審査基準第3の1(6))	改善済
			監事の選任に当たっては、資格要件である「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」が確認できる資料を添付して、決議すること。(社会福祉法第44条第5項)	改善済
			監事の選任に当たっては、監事候補者が暴力団員等の反社会的勢力に属する者ではないことについて、誓約書等の書類により確認すること。(審査基準第3の1(6))	改善済
			評議員の選任に当たっては、評議員候補者が暴力団員等の反社会的勢力に属する者ではないことについて、誓約書等の書類により確認すること。(審査基準第3の1(6))	改善済
			理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告すること。(社会福祉法第45条の16第3項、定款)	改善済
			評議員会の開催に当たっては、評議員会の開催日時、場所及び議題等を理事会の決議により決定すること。(社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人法第181条)	改善済

4	希望の丘	令和4年 10月3日	監事は定款に定める員数を選任すること。(社会福祉法第44条第3項、定款)	改善済
			貸借対照表は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第11条、第27条、運用上の取扱い4)	改善済
5	かきつばた福祉会	令和4年 10月14日	法人の関係者(理事の配偶者である前理事長)に対し、特別の利益を供与しないこと。(社会福祉法第27条)	改善済
			前理事長に対する顧問契約は、適正に成立していると言い難いため、不適切な顧問料を支出しないこと。(社会福祉法第27条)	改善済
			「顧問に関する規程」について、理事会に提案され承認された記録が残されていないが、法人の業務執行に当たっては、理事会の決議を行い、議事録を適正に作成すること。(社会福祉法第45条の14第6項、定款)	改善済
			法人において、顧問設置の必要性を検討すること。(顧問に関する規程)	改善済
			役員への報酬は、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」に規定し、評議員会で決議を行い、適正に支給すること。(社会福祉法第45条の35)	改善済
6	高林会	令和4年 10月19日	社会福祉法第59条に基づく届出が期限内に提出されていないため、事務処理体制を見直し、期限内に提出できるようにすること。(社会福祉法第59条)	改善済
			理事の選任手続において、候補者が暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認すること。(審査基準第3の1の(6))	改善済
			監事の選任手続において、候補者が暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認すること。(審査基準第3の1の(6))	改善済
			理事会の決議に当たっては、特別な利害関係を有する理事かいないことを確認した記録を残すこと。(社会福祉法第45条の14第5項)	改善済
			監事が理事会への出席義務を履行していないので、理事会の開催に当たっては日程調整等を行うこと。(社会福祉法第45条の18第3項において準用する一般法人法第100条から第102条)	改善済
7	永照福祉会	令和4年 11月11日	評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員の有無を確認すること。(社会福祉法第45条の9第8項)	改善済
8	住田学園福祉会	令和4年 11月24日	役員(理事、監事)の就任に当たっては、就任の意思表示があったことを就任承諾書などで確認すること。(社会福祉法第43条第1項)	改善済
			次回の理事会において、役員(理事・監事)の選任手続の誤りについて報告し、役員候補者について追認の決議を行うこと。(社会福祉法第45条の9第10項)	改善済
			理事の選任に当たっては、理事候補者が暴力団員等の反社会的勢力に属する者ではないことについて、誓約書等の書類により確認すること。(審査基準第3の1(6))	改善済
			次回の理事会において、評議員の選任手続の誤りについて報告し、評議員の選任候補者について追認の決議を行うこと。(定款)	改善済

			評議員の就任手続において、評議員候補者が暴力団員等の反社会的勢力の者ではないことについて、誓約書等の書類により確認すること。(審査基準第3の1(6))	改善済
			理事会の決議について、決議を行う前に特別の利害関係を有する理事がいないと確認したことを記録しておくこと。(社会福祉法第45条の14第5項)	改善済
			評議員会の決議について、決議を行う前に特別の利害関係を有する評議員がいないと確認したことを記録しておくこと。(社会福祉法第45条の9第8項)	改善済
			寄附金は、会計省令及び経理規程に基づき、適正に受入れの手続を行うこと。(留意事項9、経理規程)	改善済
			計算書類に対する注記は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第29条、運用上の取扱い別紙1)	改善済
			財産目録は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第34条、運用上の取扱い別紙4)	改善済
9	くすの木の会	令和4年12月8日	資金収支計算書の様式は会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第17条)	改善済
			貸借対照表の様式は会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第27条)	改善済
			附属明細書は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第30条)	改善中
			財産目録の様式は会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第34条)	改善済
			事業活動計算書の様式は会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第23条)	改善済
10	天友会	令和4年12月22日	附属明細書は理事会の承認を受けること。(社会福祉法第45条の28第3項)	改善済
			計算書類に対する注記は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第29条、運用上の取扱い25別紙1)	改善済
			財産目録は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第34条、運用上の取扱い25別紙2)	改善済
11	藤愛会	令和4年12月23日	監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事の過半数の同意を得ること。(社会福祉法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人法第72条第1項)	改善済
			監事の選任に当たっては、「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」であることを確認すること。(社会福祉法第44条第5項)	改善済
			理事の選任に当たっては、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」であることを確認すること。(社会福祉法第44条第4項)	改善済
			評議員の選任に当たっては、各候補者から就任承諾書を徴取し、承認の意思表示を確認すること。(社会福祉法第38条、第40条)	改善済
			評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと、及び当該法人の各評議員又は各役員と特殊の関係にある者がいないことについて、誓約書等の書類により確認すること。(社会福祉法第40条第1項、	改善済

			第2項、第4項、第5項)	
			評議員の選任に当たっては、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」であることを確認すること。(社会福祉法第39条)	改善済
			評議員の選任に当たっては、実際に評議員会に出席できる者を選任すること。(審査基準第3の1(3))	改善済
			理事会を決議省略(書面開催)する場合は、提案者である理事(理事長)を含めた全ての理事(特別利害関係理事を除く。)の同意を書面で取得すること。(社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条)	改善済
			評議員の一人から同意書が提出されていないことから、評議員会を決議省略(書面開催)することはできない。評議員会は定款に基づき、適切に開催すること。(社会福祉法第45条の9第10項によって準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項)	改善済
			評議員会の決議省略に必要な評議員の同意書を、評議員の意思表示がないにもかかわらず、法人職員が勝手に作成しないこと。(社会福祉法第45条の9第10項によって準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項)	改善済
12	広島県社会福祉協議会	令和5年1月17日	理事会を2回以上続けて欠席している理事がいるので、理事会開催日時の調整や理事の見直し等、特定の者の欠席が継続しないようにすること。(審査基準第3の1の(3))	改善中
13	あさみなみ	令和5年2月9日	評議員の選任手続において、候補者が当該法人の各評議員又は各役員と特殊の関係にある者がいないことについて、法人において確認すること。(社会福祉法第40条第4項、第5項)	改善済
			評議員の一人から同意書が提出されていないことから、評議員会を決議省略(書面開催)することはできない。評議員会は定款に基づき、適切に開催すること。(社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項)	改善済
14	福祉広医会	令和5年2月14日	内部取引の相殺消去については、会計省令等に基づき適正に実施すること。(会計省令第11条、運用上の取扱い4、留意事項23)	改善中
15	広島県共同募金会	令和5年3月14日	理事会への出席義務に違反している監事がいるため、日程調整を十分行うとともに、監事の見直しを検討すること。(社会福祉法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条)	改善中
			監事全員が欠席している理事会があるため、日程調整を十分行うとともに、監事の見直しを検討すること。(社会福祉法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条)	改善中

(2) 児童福祉施設

No.	施設名	実施年月日	指摘事項	改善状況
1	京進のほいくえん HOPPA mycket にし	令和4年9月12日	前期末支払資金残高の取崩しが、事業活動収入計(予算額)の3%を超えているので、取崩し及び経費の充当について、本市(保育指導課)に協議し、承認を受ける	改善済

	はら		こと。(H27年府子本第254号3-(1)、(2))	
2	わくわく保育園 井口明神	令和4年 10月11日	認可保育所の開設当初の初度備品等の返済財源に保育所委託費を充当することはできないので、口頭指導には早期に対応すること。(平成27年府子本第254号)	改善済
3	ナーガ保育園	令和4年 10月18日	開所、閉所時の保育士の人数が配置基準を満たさないため、2名以上の保育士を配置し、児童の安全を確保すること。(児童福祉施設設備運営基準第33条)	改善済
4	やわらぎ第1 保育園	令和4年 10月19日	実地監査の事前提出資料を適正に作成し、期限内に提出すること。(児童福祉法第46条)	改善済
5	やわらぎ第2 保育園	令和4年 10月19日	実地監査の事前提出資料を適正に作成し、期限内に提出すること。(児童福祉法第46条)	改善済
			保育士について職員配置基準を満たしていない時間帯が見受けられることから、職員勤務シフトの変更など、配置基準に定める職員を配置すること。(児童福祉施設設備運営基準第33条)	改善済
6	太田川学園児童部 (障害児入所)	令和4年 10月31日	附属明細書は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第30条、運用上の取扱い25)	改善中
7	みどりの森お ひさま保育園	令和4年 12月15日	職員の雇入時の健康診断を適切に実施すること。(労働安全衛生規則第43条)	改善済

2 令和3年度からの継続分

(1) 社会福祉法人

No.	法人名	実施 年月日	指摘事項	改善状況
1	やぎ	令和4年 7月11日	計算書類に対する注記は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第29条、運用上の取扱い別紙1)	改善中
			附属明細書は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第30条、運用上の取扱い25)	改善中

※令和3年度に文書指摘を行ったもので、令和4年度までに改善済みのものを除く。